

令和 5 年 6 月 4 日 執行

青 森 県 知 事 選 挙  
に お け る 各 種 選 挙 公 営

青 森 県 選 挙 管 理 委 員 会

## 目 次

第 1	共通する手続等	1
1	届出等	//
2	支払方法等	//
第 2	個別の手続等	2
1	選挙運動用自動車の使用の公営	//
2	選挙運動用ビラの作成の公営	4
3	選挙運動用ポスターの作成の公営	5
別記 1	投票区数及びポスター掲示場数	10
別記 2	選挙公営の契約書に貼付する収入印紙について	11

## 凡 例

法 ----- 公職選挙法（昭和25年法律第100号）  
公営条例 ----- 青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成5年7月青森県条例第27号）  
県委員会 ----- 青森県選挙管理委員会  
（注）条文の表示は、例えば「第143条第1項第1号」は、「143①（1）」のよう  
に記載しています。

## 第1 共通する手続等

### 1 届出等

公費負担に関する県委員会への届出については、次の点に留意してください。

#### (1) 有償契約であること

公費負担の適用は、有償契約である場合に限り、無償契約の場合は対象となりません。

#### (2) 契約書を作成すること

(1)の契約をしたときは、当該契約に関する書類（以下「契約書等」という。）を作成してください。届出の際に契約書等の写しが必要となります。

(注) 契約書等の写しとは、必ずしも契約書という名称を有する書類の写しとは限りませんが、候補者の申込等の意思と契約の相手方である業者等の承諾の意思及び契約の当事者、契約期間（借入期間、雇用期間）、契約数（燃料供給単価、印刷枚数）並びに契約金額等が明らかにされている書面の写しでなければなりません。「青森県知事選挙における各種選挙公営関係用紙」の各種契約書例を参考としてください。

#### (3) 県委員会に届け出ること

公費負担の適用を受けようとする場合は、県委員会に届け出る必要があります。なお、同種の契約であっても異なる業者等と契約した場合は、異なる業者等別に届出をすることが必要です。

#### (4) 契約をする業者等に制限があること

公費負担の対象となる業者等には制限がありますので、後述する「第2 個別の手続等」を参照の上、業者等の選定をしてください。

#### (5) 届出書等の様式が定まっていること

公費負担に関する届出書等は、すべて様式が定められています。様式については「青森県知事選挙における各種選挙公営関係用紙」を御確認ください。

### 2 支払方法等

支払方法等については、次のことに留意してください。

#### (1) 供託物が没収となったときは対象から除かれること

公費負担の適用を受ける手続等をしていても選挙の結果、法第93条の規定によって候補者に係る供託物が没収されることとなったときは対象から除かれます。

#### (2) 業者等に直接支払われること

県からの支払いは、業者等の請求に基づき直接業者等に対して行います。

また、支払いの時期は選挙期日後で、供託物没収関係が確定した日以後となっていますので契約のときにこの旨業者等に説明してください。

### (3) 公費負担は一定の限度額以内であること

公費で負担する額は、それぞれについて一定の限度額が定められています。したがって、契約の合計額が限度額を超えたときはその超えた額については候補者の負担となります。(※公費負担は、税金が原資であるという趣旨を十分理解し、市場価格等を考慮した適切な契約額で締結する必要があります。)

## 第2 個別の手続等

### 1 選挙運動用自動車の使用の公営

法141①の規定による選挙運動用自動車の使用に関する公費負担の適用は、契約の種類によって次のとおり区分して定められています。(法141⑧、公営条例2～5)

#### (1) 一般運送契約の場合

一般運送契約とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者として国土交通大臣(運輸大臣)から許可を受けている業者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)と契約する場合で、選挙運動用自動車、これに供給する燃料及び運転手を一括して契約する方法です。一般的にはタクシー又はハイヤーの借上げの契約がこれに該当します。

##### ア 業者等の制限

契約の相手方は、一般乗用旅客自動車運送事業者に限られます。

##### イ 届出等の手続

(ア) 契約を締結したときは、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」(様式1)及び契約書等の写しを県委員会に提出してください。

(イ) 公費負担の対象となる台数は1日につき1台です。したがって、同一の日において2台以上の使用の契約をしたときは、いずれか1台を指定してください。

(ウ) 契約した一般乗用旅客自動車運送事業者には、「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」(様式2)を提出してください。

##### ウ 公費負担限度額及び支払請求

(ア) 限度額は1日当たり64,500円です。

(イ) 支払い請求は、一般乗用旅客自動車運送事業者から県委員会に対し「請求書(選挙運動用自動車の使用)」(様式3)に、候補者から提出を受けた「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」(様式2)を添付の上、行うこととなります。

#### (2) 選挙運動用自動車の借入れ契約の場合

選挙運動用自動車のみ借り入れる契約をする場合です。

## ア 業者等の制限

契約の相手方は、当該契約業務を業としない者であっても差し支えありません。したがって、自家用自動車を国土交通大臣（運輸大臣）の認可を受けて貸しているいわゆるレンタカー業者と契約することもできますし、自家用車を所有している知人等とその車を借り入れる契約をすることもできます。

しかし、当該契約業務を業としない知人等と契約する場合において、知人等が候補者と生計を一にする親族であるときは、公費負担の対象外となります。

## イ 届出等の手続

(ア) 契約を締結したときは、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」（様式1）及び契約書等の写しを県委員会に提出してください。

(イ) 公費負担の対象となる台数は1日につき1台です。したがって、同一の日において2台以上の使用の契約をしたときは、いずれか1台を指定してください。

(ウ) 契約業者等には、「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」（様式2）を提出してください。

## ウ 公費負担限度額及び支払請求

(ア) 限度額は1日当たり16,100円です。

(イ) 支払い請求は、契約業者等から県委員会に対し「請求書（選挙運動用自動車の使用）」（様式3）に、候補者から提出を受けた「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」（様式2）を添付の上、行うこととなります。

## (3) 選挙運動用自動車に使用する燃料の供給契約の場合

選挙運動用自動車の走行に必要な燃料の供給契約をする場合です。

## ア 業者等の制限

前記(2)のアと同様です。

## イ 届出等の手続

(ア) 契約を締結したときは、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」（様式1）及び契約書等の写しを県委員会に提出してください。

なお、異なる燃料供給業者等と供給契約をした場合は、異なる業者等別に届出が必要です。

(イ) (ア)の届出をした後、契約業者等から燃料の供給を受けた場合は、「自動車燃料代確認申請書」（様式4）を県委員会に提出し、供給を受けた燃料代が公費負担の限度額内である旨の「自動車燃料代確認書」（様式5）の交付を受けてください。

(ウ) 契約業者等には、県委員会から交付を受けた「自動車燃料代確認書」（様式5）、「選挙運動用自動車使用証明書（燃料）」（様式6）及び給油伝票の写しを提出してください。

## ウ 公費負担限度額及び支払請求

(ア) 限度額は7,700円に、立候補届出の日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、かつ実際に給油し、イの(イ)により県委員会を確認した金額です。

(イ) 支払い請求は、契約業者等から県委員会に対し「請求書（選挙運動用自動

車の使用)」(様式3)に、候補者から提出を受けた「自動車燃料代確認書」(様式5)、「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」(様式6)及び給油伝票の写しを添付の上、行うこととなります。

#### (4) 選挙運動用自動車に使用する運転手雇用契約の場合

選挙運動用自動車の運転のための運転手雇用契約をする場合です。

##### ア 業者等の制限

前記(2)のアと同様です。

##### イ 届出等の手続

(ア) 契約を締結したときは、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」(様式1)及び契約書等の写しを県委員会に提出してください。

(イ) 公費負担の対象となる人数は1日につき1人です。したがって、同一の日において2人以上の運転手の雇用契約をしたときは、いずれか1人を指定してください。

(ウ) 契約業者等には、「選挙運動用自動車使用証明書(運転手)」(様式7)を提出してください。

##### ウ 公費負担限度額及び支払請求

(ア) 限度額は1日当たり12,500円です。

(イ) 支払い請求は、契約業者等から県委員会に対し「請求書(選挙運動用自動車の使用)」(様式3)に、候補者から提出を受けた「選挙運動用自動車使用証明書(運転手)」(様式7)を添付の上、行うこととなります。

#### (5) (1)の契約と共に(2)、(3)、(4)の契約をした場合

同一の日に(1)の一般運送契約を締結すると共に(2)の自動車の借入れ、(3)の燃料の供給及び(4)の運転手の雇用の契約を締結した場合(例えばハイヤーとレンタカーを同一の日に使用する場合)には、候補者が指定するいずれかの契約が公費負担の対象となります。

## 2 選挙運動用ビラの作成の公営

法142①に規定する候補者が選挙運動のために頒布できるビラの作成に係る公費負担の適用は、次のとおり定められています。(法142⑪、公営条例6～8)

#### (1) 業者等の制限

契約の相手方は、ビラの作成を業とする者に限られます。

#### (2) 届出等の手続

ア 契約を締結したときは、「ビラ作成契約届出書」(様式8)及び契約書等の写しを県委員会に提出してください。

イ アの届出をした後、契約業者等からビラの納品を受けた場合は、「ビラ作成枚数確認申請書」(様式9)を県委員会に提出し、作成したビラの枚数が、公

費負担の限度枚数（公職の候補者一人につき、130,000枚）の範囲内である旨の「ビラ作成枚数確認書」（様式10）の交付を受けてください。

ウ 契約業者等には、県委員会から交付を受けた「ビラ作成枚数確認書」（様式10）及び「ビラ作成証明書」（様式11）を提出してください。

### （3）公費負担限度額及び支払請求

ア 限度額は、次のとおり算出されます。

（ア）ビラの作成枚数が50,000枚以下の場合

・単価 7.73円

（イ）ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\text{（イ）単価の限度額} = \frac{386,500\text{円} + 5.18\text{円} \times (\text{作成枚数} - 50,000\text{枚})}{\text{作成枚数}}$$

（1円未満の端数切上げ）

限度額 = 単価の限度額 × 確認された作成枚数

イ 支払い請求は、契約業者等から県委員会に対し「請求書（ビラの作成）」（様式12）に、候補者から提出を受けた「ビラ作成枚数確認書」（様式10）及び「ビラ作成証明書」（様式11）を添付の上、行うこととなります。

## 3 選挙運動用ポスターの作成の公営

法143①（5）の規定による選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の適用は、次のとおり定められています。（法143⑮、公営条例10～12）

### （1）業者等の制限

契約の相手方は、ポスターの作成を業とする者に限られます。

### （2）届出等の手続

ア 契約を締結したときは、「ポスター作成契約届出書」（様式13）及び契約書等の写しを県委員会に提出してください。

イ アの届出をした後、契約業者等からポスターの納品を受けた場合は、「ポスター作成枚数確認申請書」（様式14）を県委員会に提出し、作成したポスターの枚数が、公費負担の限度枚数（ポスター掲示場数×2）の範囲内である旨の「ポスター作成枚数確認書」（様式15）の交付を受けてください。

ウ 契約業者等には、県委員会から交付を受けた「ポスター作成枚数確認書」（様式15）及び「ポスター作成証明書」（様式16）を提出してください。

### （3）公費負担限度額及び支払請求

ア 限度額は、次のとおり算出されます。

$$\text{単価の限度額} = \frac{586,905\text{円} + 28.35\text{円} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

(1円未満の端数切上げ)

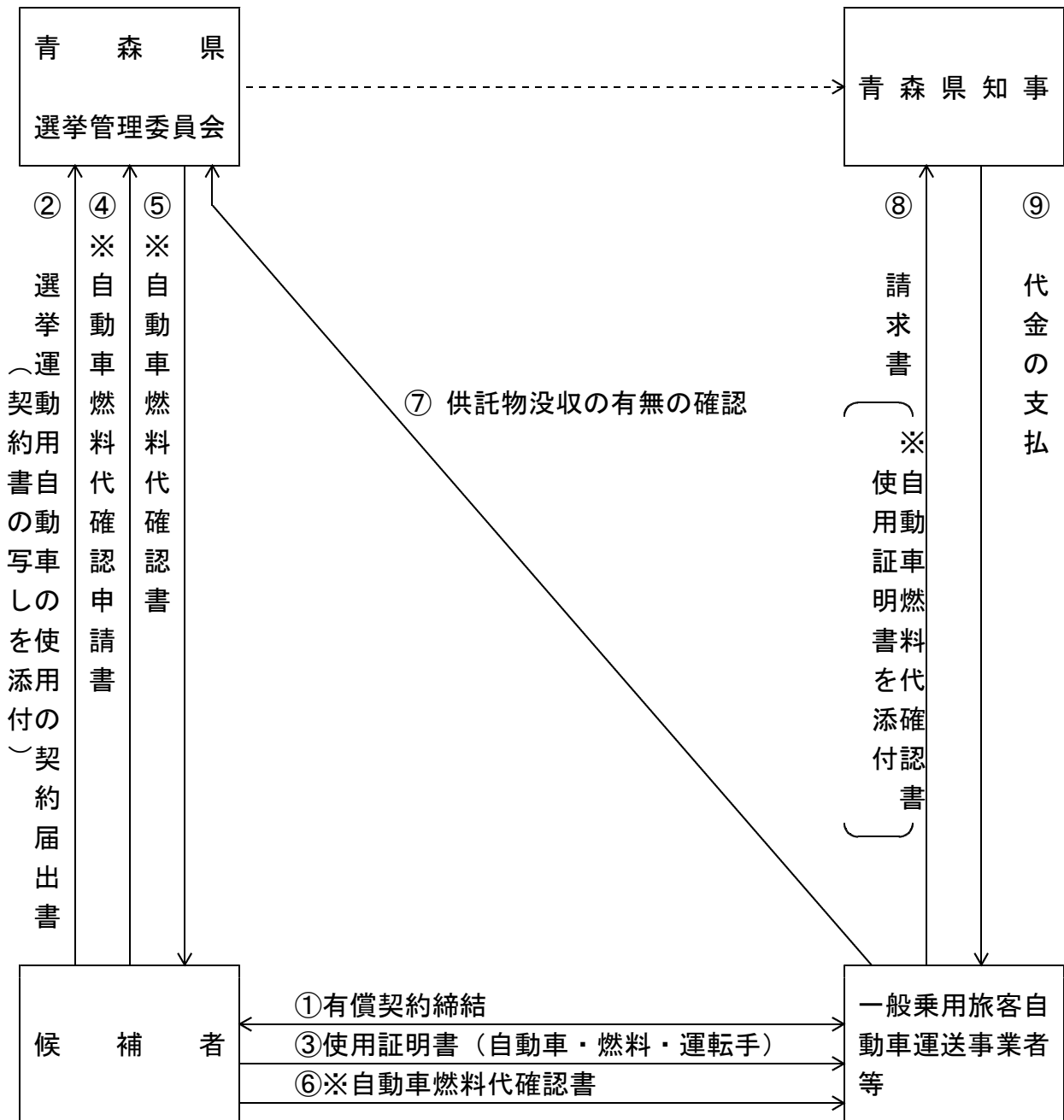
限度額 = 単価の限度額 × 確認された作成枚数

イ 支払請求は、契約業者等から県委員会に対し「請求書（ポスターの作成）」（様式17）に、候補者から提出を受けた「ポスター作成枚数確認書」（様式15）及び「ポスター作成証明書」（様式16）を添付の上、行うこととなります。



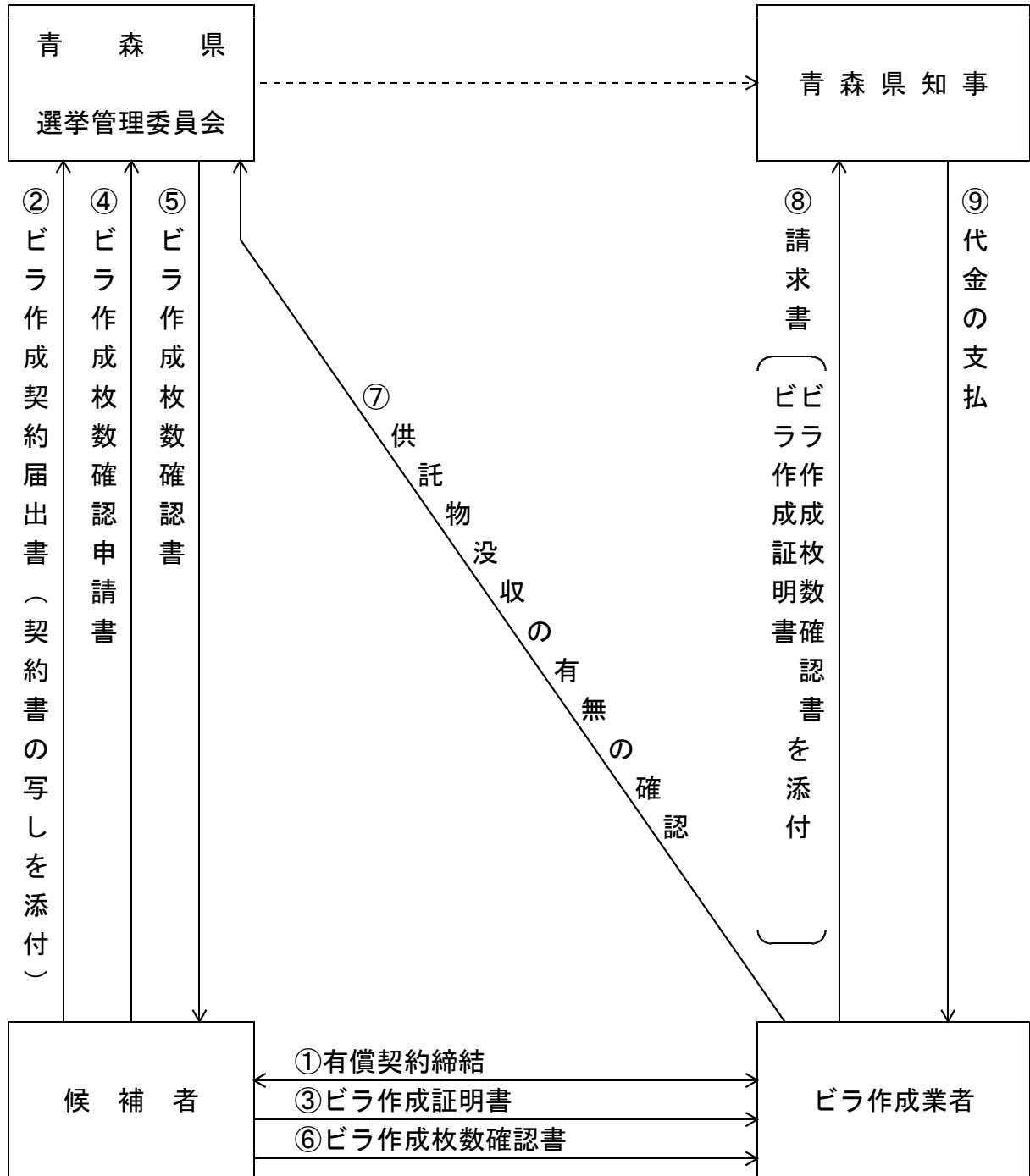
参考 選挙公営手続の流れ

1 選挙運動用自動車の使用の公営



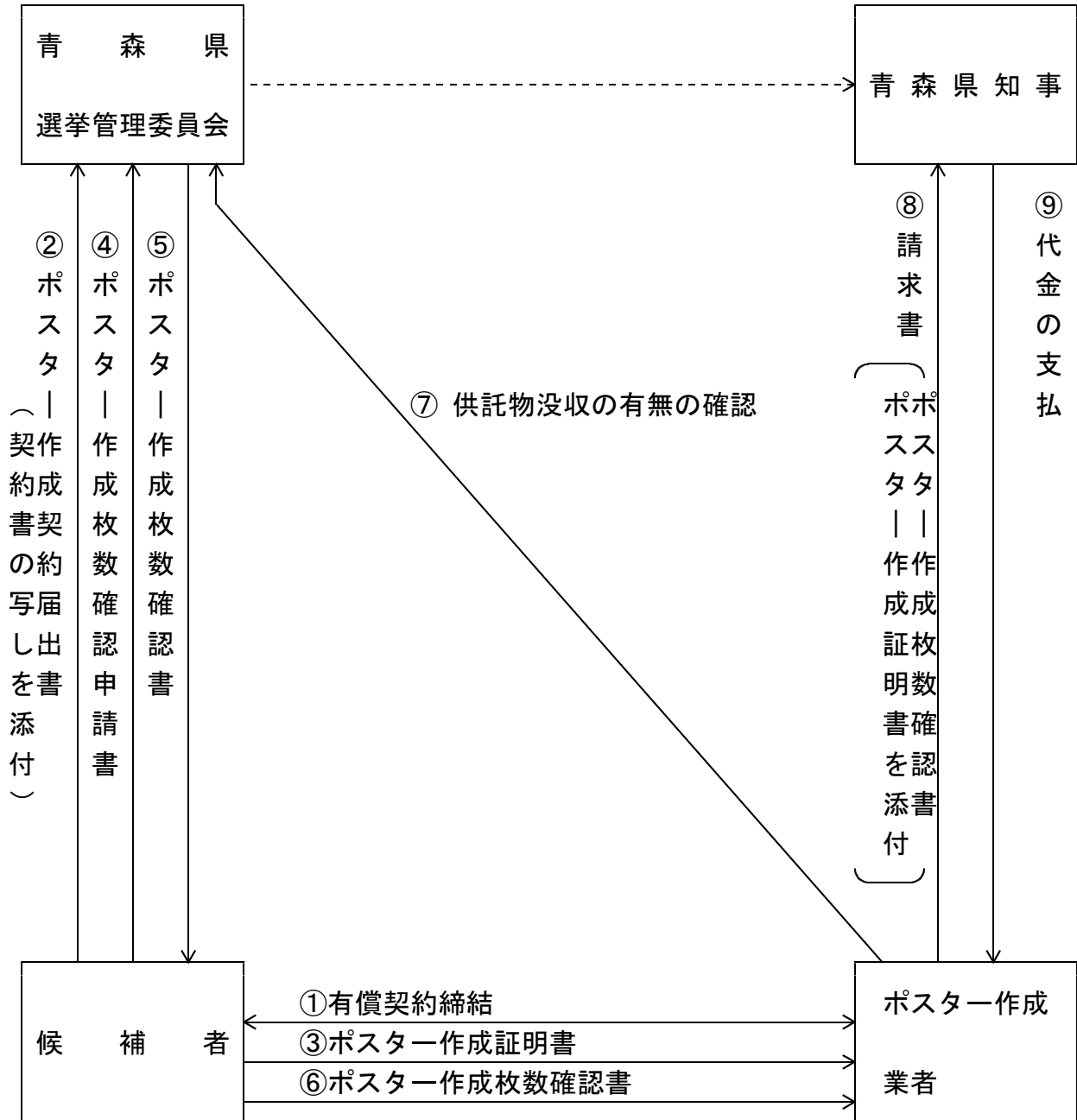
- (注) 1 燃料供給業者との有償契約によって燃料を使用する場合にのみ、※印の手続が必要となります。
- 2 自動車、燃料及び運転手の使用証明書を一般乗用旅客自動車運送事業者等に提出するのは、契約履行後でも差し支えありません。
- 3 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を「選挙運動用自動車の使用契約届出書」の様式に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

## 2 選挙運動用ビラの作成の公営



- (注) 1 ビラ作成証明書をビラ作成業者に提出するのは、契約履行後でも差し支えありません。
- 2 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を「ビラ作成契約届出書」の様式に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

### 3 選挙運動用ポスターの作成の公営



- (注) 1 ポスター作成証明書をポスター作成業者に提出するのは、契約履行後でも差し支えありません。
- 2 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を「ポスター作成契約届出書」の様式に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

## 別記1

【令和5年6月4日執行 青森県知事選挙】  
投票区数及びポスター掲示場数

区分 市町村名	投票区数	ポスター 掲示場数	区分 市町村名	投票区数	ポスター 掲示場数
青森市	108	786	板柳町	12	80
弘前市	97	621	鶴田町	14	82
八戸市	92	631	中泊町	4	36
黒石市	16	122	北津軽郡計	30	198
五所川原市	37	270	野辺地町	8	64
十和田市	45	334	七戸町	18	138
三沢市	43	235	六戸町	10	77
むつ市	69	400	横浜町	7	56
つがる市	16	135	東北町	23	172
平川市	23	169	六ヶ所村	12	79
市計	546	3,703	おいらせ町	20	135
平内町	16	118	上北郡計	98	721
今別町	4	33	大間町	6	40
蓬田村	4	31	東通村	20	121
外ヶ浜町	7	80	風間浦村	5	32
東津軽郡計	31	262	佐井村	9	72
鱒ヶ沢町	17	104	下北郡計	40	265
深浦町	22	172	三戸町	20	130
西津軽郡計	39	276	五戸町	15	111
西目屋村	3	24	田子町	12	94
中津軽郡計	3	24	南部町	18	137
藤崎町	11	73	階上町	12	90
大鰐町	19	121	新郷村	10	76
田舎館村	5	46	三戸郡計	87	638
南津軽郡計	35	240	町村計	363	2,624
			県計	909	6,327

## 選挙公営の契約書に貼付する収入印紙について

### 1 課税文書（印紙税額は、最寄りの税務署に御確認ください。）

- ・ 運送契約書（別紙 1）
- ・ 自動車運転契約書（別紙 4）
  - ※ 印紙税法基本通達の第 1 号の 4 文書「運送に関する契約書」に該当するため。
- ・ 選挙運動用ビラ作成契約書（別紙 5）
- ・ 選挙運動用ポスター作成契約書（別紙 6）
  - ※ 印紙税法別表第 1 の 2 「請負に関する契約書」に該当するため。

### 2 不課税文書

- ・ 車両賃貸借契約書（別紙 2）
  - ※ 印紙税法別表第 1 に該当するものがないため。
- ・ 選挙運動用自動車燃料供給契約書（別紙 3）
  - ※ 印紙税法基本通達の第 7 号文書に該当するが、契約期間が短く、除外規定に該当するため。